

平成25年 第8回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成25年5月27日（月）
開会 午後4時30分 閉会 午後4時44分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課 吉田 誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第48号 京丹後市社会体育施設条例の一部改正について
(2) 議案第49号 京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について
(3) 議案第50号 京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規程の制定について
- 8 その他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり（全5頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成25年7月8日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本 茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

恐れ入ります。みなさん、お忙しいところ臨時会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。そしてまた、5月24日は、京丹後市、京都府の市町村教育委員会連合会定期総会・研修会ということで教育委員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして本当にありがとうございました。

それでは、ただいまから「平成25年第8回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

森委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第48号及び49号の2議案につきましては、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連いたしますので一括議題とさせていただきたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

意義なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認めます。よって議案第48号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」、議案第49号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題といたします。

米田教育長から提案説明をお願いいたします。

〈米田教育長〉

この議案48、49号について教育次長の方から提案いたします。

<吉岡教育次長>

議案第48号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

旧大宮第二小学校と旧大宮第三小学校の再配置に伴い、旧大宮第三小学校の体育館とグラウンドにつきましては本年4月から社会体育施設として利用しておりますが、この度大宮第三グラウンドについては森林整備促進・木質バイオマス利用促進に係る木質加工流通施設として利用することとなり、社会体育施設から除外をするための改正を行うものです。事業内容等については、添付の資料をご覧くださいと思います。森林整備促進・木質バイオマス利用促進事業は、森林の建材育成と木材の地域活用、天然林の整備促進のため、利用価値が見出されずに放置されている天然林と、放置されていた利用間伐材の燃料利用体系を構築することで、燃料用材の地域循環活用が図られ、地域の健全な森林が持続、再生されることを目的としておられるものです。

事業は丹後地区森林組合が中心となって出資した会社が設立され、行われる予定とのことでありまして、大宮第三グラウンドを木質チップ製造場として利用しようとするものです。整備につきましては、事業費の一部が6月議会に補正予算が提出され、8月頃からの工事を予定しているようですが、準備の関係上、社会体育施設の除外は条例の施行日を7月10日とさせていただきます。学校施設の跡利用につきましては、市で公共施設として利用計画がある場合は、まずその提案をさせていただくということにしておりますが、学校再配置基本計画では地域の活性化に資するよう有効活用を図ることとし、地域の方々と十分な協議を行い、その意向を可能な限り汲み取り作成することとしておりますので、農林水産環境部で地元説明、協議を行っていますが、反対等は特になかったと聞いておりますし、森本区からは設置について推進側の要望書も提出をされております。教育委員会では、従来から学校づくり準備協議会へ跡利用の協議をさせていただいていましたが、市主導で考えてもらったら良いとの意見をいただいておりますので、本日の夜協議会を開催し、今回の事業計画を説明し、最終確認をしたいというふうに考えております。また、体育館につきましては引き続き社会体育施設として利用することとしておりますので、農林水産環境部、及び事業主体と協議を行い、利用者の安全確保に努めていきたいと考えております。

改正文の内容について若干の説明をさせていただきます。第2条に社会体育施設の名称と位置を、別表に使用料を規定しておりますので、大宮第三グラウンドの項を削るものです。なお、承認いただきましたら6月議会に上程をさせていただくこととしております。

以上ご審議のほど、よろしく申し上げます。

引き続き、議案第49号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案で提案させていただきました大宮第三グラウンドの社会体育施設の除外に伴い、利用内容を規定しております規則の一部を改正するものです。改正文の内容について説明をさせていただきます。

第3条に、施設ごとの利用時間を規定しておりますが、大宮第三グラウンドを削り、10号以降を、1号ずつ繰り上げを行います。施行期日については条例の改正に合わせ、附則で平成25年7月10日とさせていただきます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

<小松委員長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。まず、議案第48号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

ございませんか。

<文珠委員>

小学校の跡地が社会体育施設として体育館及びグラウンドが使われていたところ、今次長さんからの説明がありました経過によりまして、バイオマスエネルギーの事業ということに使われていくということで、私はとっても良いことだなというふうに思って聞かさせていただきました。それにかかわる条例改正、規則改正ですので、何ら問題ないと思うところですが、これから、来年以降も再配置が計画を予定されておられるわけですし、社会体育施設でもどんどんこういった要望を受けていくというふうになってくると思います。これを良い例として、ただ単に跡地を社会体育関連施設だけで使用するんじゃなくて、いろいろな使い方を模索していただきますよう、また、十分活用できるような考え方も申しましょうか、いろいろな可能性を引き出してしていけるようにご尽力いただきたいというふうに思っております。

以上です。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

それでは次に、議案第49号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それでは全体を通しまして、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

<野木委員>

チップの工場ができるということですが、室内の運動場とかそういったものはまだ住民の方に開放をするということですが、そのチップの工場の、例えばトラックだとかそういったものが同じところから出入りすると思うのですが、出入りするときの交通の安全確保とかそういったものというのは確認をされておるのでしょうか。

<吉岡教育次長>

今ありましたように、社会体育館としてまだ使っていきたいということで、安全確保について一番私どもも気を付けなければいけないという思いをもっています。農林水産環境部と十分その点については協議をさせていただいておりました。府道から中に一部入る部分については共通の道路で低い分があるんですけど。府道から市道に入る分については一部共有する分がある

のですが、学校施設のグラウンドに入る分については、図面を付けさせていただいていますが、この図面の上側の方に、専用の進入路を作っていただくということで調整ができましたので、今回はそれなら、ということで認めさせていただいたような形になっています。従前は同じ今の進入路ということもあったのですが、今の点が心配だったのでそういう形にさせていただきました。

〈野木委員〉

了解しました。ありがとうございました。

〈小松委員長〉

他にございませんでしょうか。

こういった形での積極的な跡地利用ができるようになればと思います。

〈小松委員長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第48号「京丹後市社会体育施設条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第49号「京丹後市社会体育施設条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第50号「京丹後市スポーツのまちづくり推進本部設置規定の制定について」につきまして、事務局から発言がございますのでよろしくお願ひいたします。

〈米田教育長〉

すみません。実はこの議題につきまして、市長部局ともう少し協議を深めなければならないところが出てきました。ということで、本日急に大変失礼なのですが、取り下げさせ

ていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第50号につきまして取り下げの申し出がございましたので、取り下げの扱いとさせていただきます。

〈小松委員長〉

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かございましたらお願いいたします。

〈小松委員長〉

ないようでしたら、以上をもちまして第8回京丹後市教育委員会臨時会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

〈 閉会 午後4時44分 〉

[6月定例会 6月 5日(水) 午後3時から]